

自家用有償旅客運送者登録簿

登録番号	東秋市福第3号						
登録年月日及び更新登録年月日	登録年月日	平成20年9月30日				有効期間満了日	
	更新登録年月日(直近)	令和5年9月29日				令和8年9月30日	
名称	八峰町						
代表者の氏名	役職	町長	氏名	森田新一郎			
住所	秋田県山本郡八峰町峰浜目名瀉字目長田118番地						
運送の種別	交通空白地有償運送			福祉有償運送			
				○			
事務所の名称及び位置	名称		位置				
	社会福祉法人八峰町社会福祉協議会		秋田県山本郡八峰町八森字椿台112番地				
路線又は運送の区域	八峰町を発地又は着地とする						
運送する旅客の範囲	<p>「外出支援サービス」                  事業の対象者は、歩行困難等で公共の交通機関を利用できない40歳以上の者で障害を事由とする自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免を受けていない者であって、次の各号のいずれかに該当する者。                  (1)介護保険制度で介護認定されている者で、要介護1以上で下肢に障害がある者(寝たきり状態の者は除く)                  (2)その他町長が特に認めた者</p> <p>「移動支援事業」                  事業の対象者は、歩行困難等で公共の交通機関を利用できない、障害を事由とする自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免を受けていない者のうち、次の各号のいずれかに該当し、町長が外出時に支援が必要と認めた者とする。                  (1)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15号第4項の規定により身体障害者手帳3級以上の交付を受けている視覚機能の障害を有する者又は身体障害者手帳2級以上の交付を受けている肢体不自由の障害を有する者。ただし、寝たきり状態の者は除く。                  (2)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15号第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている腎臓機能の障害を有する者で、かつ医師の診断により人工透析が必要と認められる者                  (3)療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者                  (4)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規程により精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている者</p>						
事業者協力型自家用有償旅客運送を行うときは、協力を得る一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称			住所			
備考							
運送の種別	事務所	自家用有償旅客運送の自動車の数					
		寝台車 (軽自動車)	車いす車 (軽自動車)	兼用車 (軽自動車)	回転シート車 (軽自動車)	セダン等 (軽自動車)	バス
福祉有償運送	社会福祉法人八峰町社会福祉協議会				2		2 (0)